

公益財団法人 松尾育英会

2025 年度・第 69 期

育 英 生 募 集 要 項

公益財団法人松尾育英会の概要

公益財団法人松尾育英会は、故松尾國三の意志にもとづいて、1957年に創立された法人です。

当財団は、経済的理由により大学に進学できない事情にある優秀な男子学生に対して、その修学上必要な一切の経費を給付し、更に学生相互が切磋琢磨して人格を形成する場として学生寮を提供することにより、将来国家社会の健全な発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とした、返済不要の給付型奨学金制度を運営する育英会です。

I 設立趣旨（1956年11月）

初代理事長 故 松尾國三

財団法人松尾育英会の設立は、かねてのわたくしの念願であります。

そこで、わが国における一般の優秀な学生であって、経済的理由のため進学できない事情にある者に対し、その修学上必要な一切の経費を給付し、将来社会国家のために、貢献する有為なる人材の育成につとめ、もっていささかなりとも、国運の興隆に寄与したいと思い、ここにその許可を願い出たものであります。

これを発起するにいたったわたくしは、佐賀県西松浦郡桃川村の農家に、4人兄弟の三男として生まれ、10歳にして父を失いました。母は一家の生計を立てるために、近在のお百姓を相手に駄菓子の行商をしておりました。わたくしは、そのいたいたしい母の姿を子供ながらに見るに忍びず、小学校3年終了とともに心に孝養を誓い、志を立てて故郷を後にした。そして大海に木の葉のたとえの通り他郷を旅し、独立独歩、臥薪嘗胆、努力につぐ努力を重ね、身をもって艱難辛苦に耐え、ようやくにして今日の地位を築き得たのであります。

時代の流れとは申せ、終戦以来人道地におち、国運また衰微し、こと最近青年層の一部には、「太陽族」など世の批判を受けている者があります。全部が決してこの種の若者のみではありますまい。必ずやより多くの有為な若者たちが、日夜勉学に苦斗邁進しているものと信じます。しかし、人生は多事多難であり、その人材が、優秀で将来社会国家に貢献するりっぱな素質がありながら、経済的に困難という理由により、心ならずも進学をさえぎられ、あたら英才を埋もれしめている実例は極めて多いものと思います。これは、個人にとっても社会国家にとっても、また人間世界にとっても重大な損失であると思います。

国家興隆の源は、次代を背負う青少年の双肩にあり、若い世代の教育こそ、社会国家にとっても重大な問題として浮んできます。官民一致これらの青少年層の教育の向上につとめてこそ、世界人類の希望する真の平和を築くこともできるものと確信いたしております。

わたくしの今日あるは、わたくし個人の努力のみにあらず、今は亡き父母の恩、そして社会の恩、また背後には国家という偉大なる力があったればこそと深く感謝し、ここに微財を投じ、その萬分の一の報恩を兼ねて経済的理由により世に埋もれんとする有為の人材の育成に、微力を傾けたいと決意したものであります。

II 松尾育英会役員

理事長	松尾國之	公益財団法人松尾芸能振興財団 理事長 株式会社富士プロジェクト 代表取締役社長
常務理事	井上忠	元株式会社シード 代表取締役社長
理事	大野木栄美	公益財団法人松尾芸能振興財団 理事
〃	笠原忠	慶應義塾大学 名誉教授
〃	窪野鎮治	ミドリ安全株式会社 顧問
〃	増田康裕	センコーグループホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 ライフサポート事業推進本部長
〃	三澤浩司	株式会社日本製鋼所 監査役
監事	磯野薰	株式会社関西みらいファイナンシャルグループ 取締役
〃	内田幸一	元一般財団法人郵政福祉 理事長

(50音順)

III 育英給付の内容

1. 学資金・通学費の給付
学校に納付する入学金・授業料及び学生寮から大学までの通学定期代の全額を無償給付します。
2. 学生寮（男子寮）への入居
学生寮（男子寮）へ無料で入居できます。
3. 食事の給付
一日三食の食事を無償給付します。（但し昼食は一定額を金銭により給付）
4. 保健・医療の給付
負傷疾病に対しては常備薬を備える他、健康保険料以外の医療費（規定による）を給付します。

IV 本会学生寮の寮生活のしくみ及び心構え等

1. 寮生の生活は専任寮監の指導監督の下、起床、門限の時間等を定め、寮生の自治によって運営されています。
 - (1) 起床にはじまる日課は、寮生全員の当番制により実施
 - (2) 寮生活についての企画運営は、総務委員会が担当
 - (3) 寮の風紀の維持は、風紀委員会が担当
 - (4) 寮生の福利厚生、施設・器具等の清掃・整備等は、各委員会が担当
 - (5) 月一回寮生会を開催し、行事・寮生活等について話し合う

2. 採用決定後指定された日時に学生寮に入寮し、当財団の設立趣旨の理解の下、次の信条をもって生活しなければなりません。
 - (1) 学生の本分は勉学にあることを常に忘れず、学問修業の道に日夜精励努力するとともに、本学生寮の特色を活かした寮生間の交流を通じ人格形成に努めること。
 - (2) 高邁な理想と明るい希望を持ち、社会奉仕と報恩感謝の念を忘れず、常に心身の鍛磨に努め、徳性豊かで実行力と自主性に富む円満謙譲な人格の涵養に精進すること。
 - (3) 寮規寮則を守り、寮友相和し、礼節を重んじ、明朗にして情味豊かな寮風づくりに協力すること。
3. 育英生には、次の定めが適用されます。
 - (1) 退寮する場合を除き、給付された育英金等の一切につき返済義務はありません。
 - (2) 育英規程・寮規・寮則違反や留年等した場合は、退寮を命じられます。また、自らの都合で退寮する場合も、給付を受けた育英金を返済しなければなりません。(募集要項Ⅷ参照)
 - (3) 卒業後の進学や就職も全く自由で、何らの制限もなければ、干渉もされません。
 - (4) 特別な思想や信仰を押しつけられることもありません。
4. 経済的な事情のため適度なアルバイトを希望する場合は、届け出のうえ許可を得なければなりません。

V 施設の概要

1. 本部事務局 東京都港区南青山6丁目1番3号
2. 学生寮 東京都板橋区加賀1丁目23番5号
鉄筋コンクリート地上3階地下1階建、洋室仕様の個室18室・
2人部屋8室、食堂、談話室、図書室、コンピューター室、
多目的室、体育室等を完備しています。

2025年度第69期育英生募集要項

I 募集人数

大学育英生 10名以内

II 応募資格

1. 2025年3月高等学校卒業見込の者、又は2024年3月高等学校を卒業した者及び高等学校卒業程度認定試験合格者（2年有効）のいずれかであること。
2. 2025年4月から当財団学生寮より通学可能な大学に進学を希望する者であること。
3. 成績優秀、品行方正、身体強健な男子で、学資について他からの援助が必要と認められる家庭的事情にある者であること。（世帯年収は、特別な経済的事情のない限り原則として600万円以下とします）
4. 原則として、東京都及び東京都に隣接する県（埼玉・千葉・神奈川）以外に居住する者であること。
5. 留学給費育英生については、現在受入れを見合わせております。

III 採用条件

当財団設立の趣旨を理解し、学生寮に入寮し、寮規・寮則を遵守のうえ、団体生活を通じて人格を形成することに強い希望を持っている者であることを最も重視しています。

選考過程において十分に審査・検討した結果、この条件を満たしていると判断された者が当財団給費育英生選考委員会にて育英生として選出され、理事会の承認を得て採用となります。

IV 応募方法

当財団の大学育英生となることを希望する人は、「育英生願書」に所定事項を記入のうえ、次の書類を添付して、育英生募集係に送付して下さい。

1. 全家計支持者それぞれに対する「2024年度道府県・市区町村民税」の通知書のコピー若しくは市区町村長の証明書。(2023年中の総所得額及び住民税額の記載のあるもの)
2. 2024年度の「固定資産税」の税額及び課税物件の種別、数、面積等についての市区町村長の証明書。(固定資産がない場合は、「育英生願書」の「応募に至る家計状況欄」にその旨付記すること)
3. 健康診断書

※形式は問いませんが、以下①～⑥の検査及び既往症等確認した医師の総合所見が記載され、健康上寮生活に支障がないか確認できるもので、学校で

実施した健康診断書のコピーも含みます。ただし、当年4月以降に検査・作成されたものであること。学校の健康診断で不足している項目や、当年4月より前の検査結果がある場合は、当年4月以降に改めて医療機関で受検した結果を併せて提出してください。

- ①身長 ②体重 ③視力 ④聴力 ⑤尿検査 ⑥胸部レントゲン検査

※血圧（推奨）

※採用決定者は、入寮までにスクリーニング検査の「Viewアレルギー39」を受け、検査結果を提出していただきます。

V 応募書類の入手方法及び問い合わせ

1. 「育英生願書」は当財団ウェブサイト (<https://www.matsuo-ikueikai.or.jp>) よりダウンロードすることができます。

郵送を希望する場合は、下記育英生募集係までご請求ください。

〒107-0062 東京都港区南青山6丁目1番3号

公益財団法人松尾育英会 育英生募集係

TEL 03-3407-5107 FAX 03-3407-5108

メールアドレス contact@matsuo-ikueikai.or.jp

2. 応募希望者の登録受付

「応募資格学年（3年生）に至っていない高校1・2年生」で応募登録を希望される方も上記までご連絡下さい。

VI 応募書類の送付先

応募希望者は、IVで指定した応募書類を、9月16日必着で上記の育英生募集係宛に送付して下さい。

VII 選考と採用

1. 第一次選考の実施

- (1) 当財団では、育英生募集係に提出された「育英生願書」等の応募書類とともに、給費育英生選考委員会において選考を実施して、第一次候補者を決定します。
- (2) 当財団では9月下旬に、第一次候補者に決定した学生に対して「第一次候補者決定通知書」を、在学または出身校長宛に「育英生推薦調書」及び「小論文用課題・解答用紙」を送付します。

《推薦者へのお願い》

送付した「育英生推薦調書」を作成のうえ、本人記述の「小論文」を添えて、10月16日必着で育英生募集係宛に送付して下さいようお願い致します。

2. 選考委員による第一次候補者の面談及び家庭訪問
当財団給費育英生選考委員による第一次候補者のオンライン面談を行うとともに、家庭を訪問して保護者との面談（第一次候補者同席）を実施します。また、第一次候補者の学校生活について、担任への聞き取り調査を実施します。
 3. 第二次選考の実施
当財団では、提出された校長作成の「育英生推薦調書」と第一次候補者作成の「小論文」及び面談・家庭訪問の内容等をもとに、給費育英生選考委員会において選考し、採用内定者を決定します。この決定は、12月初旬までに
行い、直ちに「採用内定者決定通知書」を推薦者及び本人宛に通知します。
 4. 採用内定者に対する面接と体験宿泊の実施
大学入試に際し、上京される時を選んで当財団給費育英生選考委員が面接を行います。この面接は、人物と家庭環境等を知ることが目的で、学科に類するものテスト等はありません。また、実際の寮生活の一端を体験していただきます。
 5. 採用決定
当財団育英生としての採用は、採用内定者であって、面接を受けて体験宿泊に参加し、志望校の入試に合格した者について、当財団給費育英生選考委員会の議を経て理事会が決定します。育英生としての採用通知は、3月中旬頃となります。
- ※各選考過程において、合格・不合格にかかわらず、結果を書面にて応募者本人と在学または出身学校宛に通知いたします。

VIII 参 考

1. 日本学生支援機構等、他育英団体との関係
当財団に「育英生願書」を提出した人でも、日本学生支援機構等他育英団体へ願書を提出されることは一向に差支えありません。本会の選考は、そのことに関係なく行われます。但し、当財団の育英生に採用されたときは、他団体・機関・企業の奨学金は辞退していただきます。
2. 大学への受験願書は、当財団に関わりなく提出して下さい。
3. 育英生として採用後、次に該当する場合は退寮処分となり、それまでに当財団が給付した育英金を返済していただきます。
 - (1) 育英規程・寮規・寮則に違反したとき。
 - (2) 寮監の指導に従わないとき。
 - (3) 傷病・疾病により成業の見込みがないとき。
 - (4) 学業成績が不良もしくは留年となったとき。
 - (5) 当財団の育英資金を必要としない事由が生じたとき。
 - (6) その他、当財団の設立趣旨に反し、育英生として不適切な行動が認められたとき。
4. 現在育英生は、東京大学、東京工業大学、電気通信大学、慶應義塾大学、東京理科大学、明治大学、早稲田大学に在籍しています。